

平成26年4月1日策定
平成31年1月21日改定
令和元年8月26日改定
令和2年4月23日改定
令和3年2月3日改定
令和3年4月28日改定
令和4年4月25日改定
令和5年4月27日改定

岐阜市立市橋小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

ここに定める「市橋小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」（以下「条例」という。）が令和2年9月28日に改正施行されたことを受け、条例第3条の基本理念を踏まえ、第10条第2項に基づき、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

具体的な取組としては、児童会を中心に考えた「えがおいっぱい宣言」を軸に、全校での「かがやき見つけ」を行い「ほかほか言葉・ほかほかこう動」を広げていく活動をしている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- 「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、当該児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じて

いないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた人だけでなく、同調する人、傍観する人も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこで、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こりうるという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対する個への指導の指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

1 どの子も全力で応援する

→誰も一人ぼっちにさせない

2 いつでもどんな相談も聞く

→どんなことも受け止める

3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する

→いじめはみんなで必ず止める

4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう

→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・いじめに関する相談を受けたら、具体的に動き、問題がすぐに解決しなくても、粘り強く取り組む。
- ・いじめが解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら見届ける。
- ・自らを大切にすることや互いの違いを認め合い、自らと同様に周りの人を尊重し、思いやることのできる学校・学級経営に取り組み、「トラブルを一人で抱え込まない」「いじめに気付き、誰かに伝えられる」「誰かと繋がっている仲間関係」を重点に、すべての教職員が「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める一方で、この指導は、学級や学年の凝集度を高めるためのみの指導ではないことに留意する。

(6) 保護者の責務等

上記のような構えのもと学校は、条例第12条及び第14条にある保護者や市民の役割について普及啓発に努めるとともに、保護者・地域と連携しながら、いじめ問題に対応する。

保護者は、日頃から親として、人生の先輩として、「人の気持ちを思いやることの大切さ」「集団生活のルールやマナーを守る重要性」等を自分の姿や言葉で示し、児童がいじめを行うことがないように指導

する。児童がいじめの加害者になったときには、親として責任の取り方を示し、自分の子どものしたことに対してきちんと謝る親の姿を子どもに見せることも立派な家庭教育につながることも念頭において指導にあたる。

また、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

さらに、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・学び合い学習（協同学習）を推進し、一人一人が仲間と関わり、互いに認め合いながら、「わかった」「できた」という達成感を味わうことができる授業をつくる。
- ・一人ひとりが価値ある大切な存在であるという自己存在感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、互いのよさを認め合う学級経営・教科指導を充実する。
- ・仲間同士の温かな関係を築かせるため、「ほかほか言動」や「よさみつけ」を日常的に推進することで、自分やまわりの人の笑顔をうみだすために自分たちができていることを考えさせ、自主的に活動できるように支援する。（「いじめ防止強調週間」に向けた取組）

(2) 安心感を生み出す指導

- ・教育活動全体を通じて、全教職員が生命の尊厳（自他の命のかけがえのなさや、人を傷つけることが絶対に許されないことなど）について、具体的な場面で繰り返し指導する。（毎月3日「みんな笑顔の日」の取組）
- ・児童の問題行動に対して組織的対応がとれるよう、情報を共有し、全職員が共通理解して指導・見守り・見届けを行う。（いじめ未然防止に係る校内掲示「いじめ対応フロー・4つの約束・いじめとは」）
- ・教師自身が児童のその子らしさを積極的に認めることで、互いの個性を認め合える豊かな仲間づくりを推進するとともに、「学級・学校に居場所がある」ことが感じられるような教育相談に努める。

(3) 生命や人権を大切にす指導

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・人権教育において、仲間に積極的に関わりながら自他の生命を尊重できる力・誘惑に負けず勇気をもって正しく行動する力・自己を振り返り自己を見つめる力を育てる。それによって、いじめに対して敏感な「認識力」「行動力」「自己啓発力」を養う。
- ・個々の児童の様子や変化に気付くように努め、出欠状況を把握したり、機会を捉えたアンケートや教育相談を実施したりする。

(4) 全ての教育活動を通した指導

- ・全ての教育活動を通して、学校の教育目標である「かがやき 生きぬく」を具現化することに努め、その営みのすべてがいじめ防止に繋がることを全教職員で共通認識して取り組む。
- ・児童会運営による「たてわり活動」をもとに、豊かな仲間づくりを進め、児童同士で支え合う学校づくりをめざす。
- ・あらゆる機会を捉え、「児童に自己肯定感を高めること」「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」を心がけた指導に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

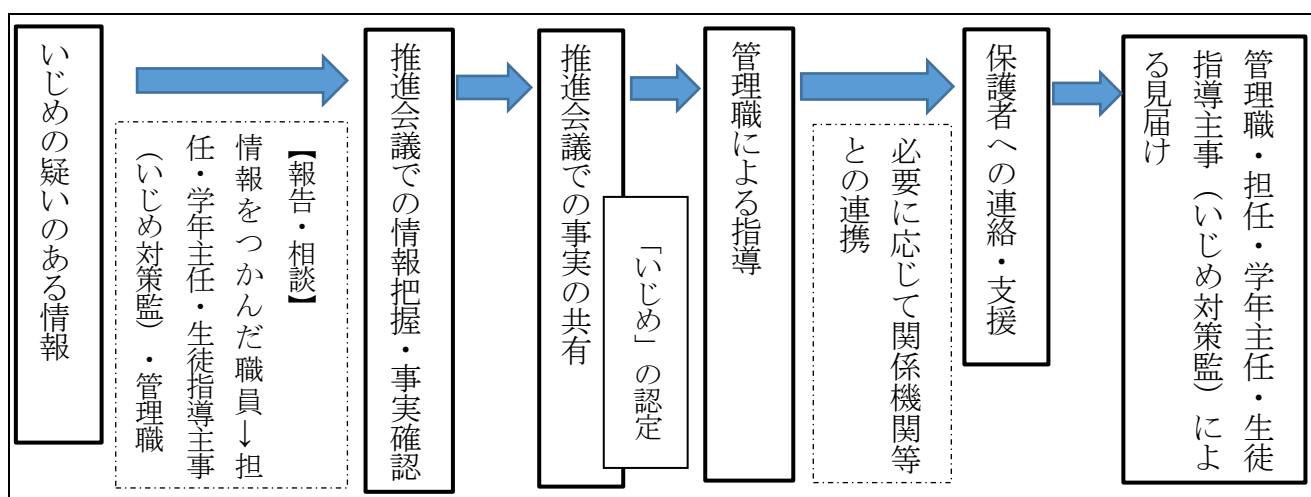
(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・学級や学年の仲間の変容に気付き、傍観者にならないために「SOSの出し方教室」「いじめ発生時対応演習（ロールプレイング）」を位置づけ実施する。
- ・仲間に対するいじめや自身のいじめをについてSOSを出しやすいように、相談BOXを設置する。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、「生活見つけチェック」や「STARアセスメントシステム」の活用、教育相談アンケート等の定期的な調査の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「市橋小学校いじめ防止等対策推進会議」で状況等を確認し、本校における対策を検討する。
- ・いじめを受けていると思われる事案については、迅速に管理職に報告し、指示を踏まえるとともに迅速かつ組織的に対応する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底



(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にした教育相談を進める。特に問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事（いじめ対策監）や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談にあたる。

(5) 教職員の研修の充実

- ・「いじめ防止 これだけは！」（平成24年9月 岐阜県教育委員会）、「教育相談 これだけは！」（平成25年9月 岐阜県教育委員会）、「不登校の未然防止 これだけは！」（平成25年3月 岐阜県教育委員会）といった各種啓発資料等を活用したり、「いじめ防止6時間プログラム」や他校における実践事例や問題発生事例等を参考にしたりして、一人一人の教職員がいじめの予防や対応ができるように校内研修を充実する。

- ・子どもたち自らが人間関係を形成し、いじめ・不登校等の問題に主体的に取り組む集団をつくる能力を身に付けさせることを目的とした温かな仲間づくりのための指導法についての研修の開発を行う。
- ・いじめやいじめに繋がるような事案があった際には、その事案から生きた教訓を学び、さらにその教訓を意識し続ける等、教職員の継続的な研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめに係る情報を保護者と共有する。いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめた児童が自らの行為を十分に反省できるよう助言する。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・欠席連絡および遅刻・早退については、原則として8：30までに正確な所在を確認する対応を全職員で行うことにより、児童の安全に配慮する。

(7) 関係機関との連携

- ・関係諸機関とは、いじめに関する問題の有無に関わらず、日常的な情報伝達や連絡を維持するように努める。特に、教育委員会や子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）、子ども相談センター、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、警察署との連携は欠かさないよう努める。必要に応じてスクールロイヤーとの連携も行う。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、岐阜市教育研究所の情報担当と連携し、保護者の協力を得ながら状況に応じて警察等と協力して、できる限り迅速に解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭

学校職員以外：保護者代表、主任児童委員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「市橋小学校いじめ防止プログラム」

月	取 組 内 容	備 考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・PTA 執行委員会で「学校いじめ防止基本方針」 ・始業式・入学式で、学校としての構え、4つの約束を児童に告示 ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・職員研修会の実施（児童への「よさみつけ」の視点の提示、教師による「よさみつけ」交流） ・学校運営協議会での「方針」説明 ・学校だより、Web ページ等による「方針」等の発信 ・ICT を活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 ・PTA 総会で「方針」説明 ・学級・児童会主体による「よさみつけ」（継続実施） ・相談BOXの設置 ・職員会での各学年の実態交流 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止強化週間」（6月26日～6月30日） ・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 ・アンケート実施、教育相談実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・情報提供アンケートの実施 ・「いじめ防止月間」の実施（児童会活動等による取組） ・職員会での各学年の実態交流 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 7月3日 ・「いじめについて考える集会」 ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・職員会にて、各学年の実態交流といじめ防止対策の取組の振り返り 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（いじめ未然防止に関する研修会） ・生徒会サミット 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 ・アンケート実施、教育相談実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・情報提供アンケートの実施 ・第3回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 ・職員会での各学年の実態交流 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止強調週間」の取組（児童会活動等による取組） ・「ひびきあい活動」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・児童向けネットいじめ研修の実施 ・アンケート実施、教育相談実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・情報提供アンケートの実施 ・職員会での各学年の実態交流 	ほかほか言葉の活動等
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 ・情報提供アンケートの実施 ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） 	冬季休業中の指導

	・第4回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施	第2回県いじめ調査
1月	・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 ・アンケート実施、教育相談実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・情報提供アンケートの実施 ・職員会での各学年の実態交流	
2月	・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 ・職員会（いじめ防止対策の取組の振り返り）と各学年の実態交流 ・児童会活動の取組のまとめ ・学校運営協議会で報告 ・五校青少年育成連絡会議で「学校いじめ防止等対策推進会議」の報告	本年度のまとめ及び来年度の計画立案
3月	・「みんな笑顔の日（いじめを見逃さない日）」の取組 ・第5回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる) 次年度の引継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「学校いじめ防止等対策推進会議」等で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、把握した者が速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に関係児童や保護者に対して事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監が声をかける等、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで、本人の確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をする等、事後の対応を中・長期的に行う。

【大まかな対応順序】

【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめに

より児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署（岐阜中・南警察署）に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること
 - ③ いじめの未然防止の取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも、当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編制や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。